

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		学校施設の開放に伴う利用団体登録許可
根拠法令及び条項		【新座市立学校施設の開放に関する規則第5条第1項】 団体開放として開放施設を利用しようとするものは、新座市立学校施設利用団体登録申請書により、あらかじめ教育委員会に登録をし、許可を受けなければならない。
所管部課係名		教育総務部教育総務課総務係
審査基準	関係条項	【新座市立学校施設の開放に関する規則第5条第2項】 登録を受けようとするものは、新座市に在住、在勤する10名以上の会員を有する団体で、かつ、監督者としての成人が含まれている団体とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 次に掲げる団体は、許可しない。 ① 町内会、マンション管理組合、同窓会などその会議のために施設を利用しようとする団体 「学校施設を開放する目的は、あくまでも文化、スポーツ、レクリエーション活動を通じて生涯学習を実践している団体に対する、その場所の提供にあります。したがって、単なる会議を目的とした団体は登録を行うことはできません。」 ② 新座市立小、中学校施設設備の学校教育目的以外の使用に関する規程に基づく利用が可能な団体 「PTAなど教育目的で学校施設を利用する場合は、上記規程に基づき学校施設の利用が可能ですので、団体登録の必要はありません。その場合は、直接、利用を希望する学校にお問い合わせください。」 ③ 年間を通して継続的に活動しない団体 「学校開放の制度により学校施設を利用する団体は、原則、継続的に活動しており、定期的に学校施設を利用する必要のある団体です。年2、3回程度の活動であれば、②の規程に基づく利用が可能ですので、直接、利用を希望する学校にお問い合わせください。」 ④ 新座市立学校施設の開放に関する規則第7-8条に規定する禁止行為を行うおそれのある団体
	参考事項	
	設定等年月日	平成13年5月9日設定(令和4年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 教育総務課に申請書を提出したとき 7日 各学校に申請書を提出したとき 10日
	設定等年月日	平成13年5月9日設定(平成 年 月 日最終変更)